

議案第3号

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成26年11月28日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

少子化による市立保育所への入所児童数の減少に伴い、当該保育所の定員を当該入所児童数の実態等を勘案したものに見直すため、条例の一部を改正するものである。

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市立保育所の設置及び管理に関する条例（昭和46年富津市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

120
60
50
90
60
60
70

」を

「

100
50
40
80
40
40
60

」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。